

令和4年3月教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和4年3月29日(火) 午後2時から

2 場 所 教育プラザ 大会議室

3 出席者

教育長 早川 義裕 1番委員 大谷 和弘 2番委員 本間 倫子
3番委員 山縣 知子 4番委員 小林 晃彦

(教育長及び委員以外の出席者)

教育部長 市川均、歴史文化指導監 中西聰、教育総務課長 新部彰、教育総務課参事 戸田
正明、教育総務課参事 石澤克明、人権・同和对策室長 大島茂、学校教育課長 野田晃、学
校教育課参事 水澤一彦、社会教育課長 小嶋栄子、社会教育課参事 宮崎英紀、文化行政課
長 新保誠吾、スポーツ推進課長 吉田正典、オリンピック・パラリンピック推進室長 米川
美樹、高田幼稚園長 中嶋賢一、教育センター所長 竹内学、高田城址公園オーレンプラザ館
長 岩野 俊彦、高田図書館副館長 大島雅子、直江津学びの交流館長・直江津図書館長 米持明
子、青少年健全育成センター所長 曾我茂樹、歴史博物館長・小林古径記念美術館長 宮崎俊
英

事務局 教育総務課副課長 佐藤晴美、企画係長 小酒井洋平、企画係主事 山田美沙子

4 傍聴人 0人

5 会議に付議した事件

- 議案第6号 上越市立幼稚園規則の一部改正について
- 議案第7号 上越市教育委員会組織規則及び上越市教育委員会公印規則の一部改正について
- 議案第8号 上越市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について
- 議案第9号 上越市学校適正配置審議会委員の解任について
- 議案第10号 上越市学校給食運営委員会委員の解任について
- 議案第11号 上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の解任について
- 議案第12号 上越市奨学金貸付審査委員会委員の解任について
- 議案第13号 上越市社会教育委員の委嘱及び解任について
- 議案第14号 上越市立公民館運営審議会委員の委嘱及び解任について
- 議案第15号 上越市白山会館運営委員会委員の解任について
- 議案第16号 上越市立図書館協議会委員の解任について
- 議案第17号 上越市文化財調査審議会委員の委嘱について
- 議案第18号 上越市スポーツ推進審議会委員の解任について
- 議案第19号 上越市教育委員会事務局職員の人事異動について

教育長開会宣言 午後2時

会議録署名委員の指名 小林 晃彦 委員

教 育 長	議案第 6 号上越市立幼稚園規則の一部改正について、説明を求める。
教育総務課長	上越市立幼稚園規則は、認定こども園に移行する九つの私立保育園の利用定員の設定にあたり、県が定める、市全体の教育保育施設の認可定員を超えない範囲内で調整する必要があることから、公立幼稚園の定員から設定に必要な 79 人分を配分することとし、市立高田幼稚園の定員 160 人を 81 人に改正するものである。 なお、施行期日は令和 4 年 4 月 1 日とする。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。 意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 6 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 7 号上越市教育委員会組織規則及び上越市教育委員会公印規則の一部改正について、説明を求める。
教育総務課長	このたびの一部改正は令和 4 年度における教育委員会の組織、所掌事務及び職員の職に係る規定を整備するものである。 主な改正内容としては、事業の終了に伴い、オリンピック・パラリンピック推進室及びスポーツ推進課内の全国高校総体推進室を廃止するとともに、全国人権・同和教育研究大会に関する事務を、教育総務課企画係の所掌事務から削除するものである。また、職員の職として、新たに統括学芸員を設置するものである。 規則の施行期日は令和 4 年 4 月 1 日とする。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
小 林 委 員	新たに設置される統括学芸員の職の中身や必要性について説明していただきたい。
文化行政課長	統括学芸員については、現状の歴史博物館と、小林古徑記念美術館、それぞれ配置される学芸員である。 これは課長級職員になる。
小 林 委 員	それは理解したが、この職の中身とその必要性について、新たに設置されるのであるから、わかるように説明いただきたい。
文化行政課長	館長とともに学芸業務を統括していく中身になる。
小 林 委 員	その必要性ということではどうか。
文化行政課長	改正前には副課長という職があったが、今度の改正では副課長の職が無くなるため、その業務もあわせ持つことになる。
小 林 委 員	副課長職が無くなると、その仕事を誰かがやらなければならないから、この統括学芸員、本職を課長級として、置くということか。
文化行政課長	同意
教 育 長	それでは、議案第 7 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 8 号上越市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について、説明を求め

	る。
教育総務課長	<p>このたびの一部改正は令和4年度組織改編に伴い、課長等の個別専決事項、文章記号及び職員の標準的な職に係る規定を整備するものである。</p> <p>主な改正内容としては、オリンピック・パラリンピック推進室の廃止に伴い、室長が専決する事項を削るほか、統括学芸員の配置に伴う標準的な職を課長と定めるなど所要の改正を行うものである。</p> <p>規程の実施期日は令和4年4月1日とする。</p>
教 育 長	<p>議案について意見、質問を求める。</p> <p>意見、質問なし</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第8号について、ご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	<p>議案第9号上越市学校適正配置審議委員会委員の解任について、説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>上越市学校適正配置審議委員会は、上越市立学校の学校教育の一層の充実及び振興を目指し、全市的な視点から、学校の適正配置について検討するために設置している。</p> <p>このたびの解任は退職等に伴うものであり、後任の委員については、令和4年5月1日付けの委嘱を予定している。</p>
教 育 長	<p>議案について意見、質問を求める。</p> <p>意見、質問なし</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第9号について、ご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	<p>議案第10号上越市学校給食運営委員会委員の解任について、説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>上越市学校給食運営委員会は、学校給食の充実と適正な運営を図るため、小中学校長、小中学校のPTA会長、保健所長、学識経験者で組織している。</p> <p>このたびの解任は、PTA会長の交代等に伴うものであり、後任の委員については、令和4年6月1日付けの委嘱を予定している。</p>
教 育 長	<p>議案について意見、質問を求める。</p> <p>意見、質問なし</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第10号について、ご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	<p>議案第11号上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の解任について、説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>上越市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために設置している。</p> <p>このたびの解任は、関係機関の役員や学校長の交代に伴うものであり、後任の委員については、令和4年5月1日付けの委嘱を予定している。</p>

教 育 長	議案について意見、質問を求める。
	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 11 号について、ご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 12 号上越市奨学金貸付審査委員会委員の解任について、説明を求める。
教育総務課長	上越市奨学金貸付審査委員会は、教育の機会均等を図るため、経済的理由で就学が困難な学生または生徒に対し、奨学金を貸し付けるにあたり、資格審査等を行うため組織しているものである。 このたびは吉川中学校長、高田高等学校長の退職に伴い、3 月 31 日をもって解任するものであり、後任の委員については、令和 4 年 6 月 1 日付けの委嘱を予定している。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
教 育 長	最近の貸し付けの状況に少し動きがあったと聞いているが、説明いただけるか。
学校教育課参事	近年の新型コロナウイルス感染症の影響が、直接関係しているかについては把握できていないが、この奨学金の貸し付けに応募している方の推移について報告させていただく。 令和 3 年度は、現時点で高校生 2 名、大学生等が 5 名、採用後に辞退した方 1 名の合計 8 名の方から応募があり、採用の手続きを行っている。 令和 2 年度では 10 名、令和元年度では 20 名から応募があったことから、応募数は若干減少傾向であるととらえている。
教 育 長	それでは、議案第 12 号について、ご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 13 号上越市社会教育委員の委嘱及び解任について、説明を求める。
教育総務課長	上越市社会教育委員は、社会教育に関する計画の立案や研究調査を行い、教育委員会に助言をすることを職務としている。 このたびの委嘱及び解任は、現委員の退任の申し出に伴うものであり、任期は前任者の残任期間の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までである。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 13 号について、ご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 14 号上越市立公民館運営審議会委員の委嘱及び解任について、説明を求める。
教育総務課長	上越市立公民館運営審議会委員は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施について調査審議することを職務としている。 上越市立公民館運営審議会委員については、社会教育委員と兼務しており、先ほど審査いただいた議案第 13 号の、上越市社会教育委員と同じ委員を委嘱及び解任

するものである。

任期は上越市社会教育委員と同じく、前任者の残任期間の令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第14号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第15号上越市白山会館運営委員会委員の解任について、説明を求める。

教育総務課長 上越市白山会館運営委員会委員は、教育委員会の諮問に応じて、白山会館事業の企画及び運営に関し、必要と認める事項について審議する機関として設置している。

このたびの解任は、小学校長の人事異動に伴うものであり、後任の委員については、令和4年5月1日付けの委嘱を予定している。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第15号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第16号上越市立図書館協議会委員の解任について、説明を求める。

教育総務課長 上越市立図書館協議会は、図書館法第14条の規定に基づき、図書館運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として設置している。

このたびの解任は、高等学校長の退職に伴うものであり、後任の委員については、令和4年5月1日付けの委嘱を予定している。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第16号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第17号上越市文化財調査審議会委員の委嘱について、説明を求める。

教育総務課長 上越市文化財調査審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財に係る事項を調査もしくは審議し、または必要と認める事項、建議する機関として設置している。

現委員の任期が、令和4年3月31日をもって終了することに伴い、上越市文化財調査審議会条例第4条の規定に基づき、文化財調査審議会委員を委嘱するものである。

委嘱する議員8名のうち、新任1名、再任7名となっている。

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間である。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 17 号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第 18 号上越市スポーツ推進審議会委員の解任について、説明を求める。

教育総務課長 上越市スポーツ推進審議会委員はスポーツの推進に関する事項を調査審議するため設置しているものであり、スポーツに関する学識経験者、関係行政機関の職員、スポーツ団体の代表者など 14 人で組織している。

このたびの解任は、高等学校体育連盟から推薦を受け任命した委員の異動に伴うものであり、後任の委員については、令和 4 年 5 月 1 日付けの委嘱を予定している。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 18 号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第 19 号上越市教育委員会事務局職員の人事異動について、説明を求める。

教育総務課長 このたびの人事異動は市全体の方針として、暮らしやすく希望溢れるまちの実現に向け、公約プロジェクトを始めとする市の政策や施策を着実に推進するため、関係する部や課などの強化を図るとともに、第 7 次総合計画、第 7 次行政改革推進計画、第 3 次財政計画等の策定体制の構築に向けた人員配置を行ったものである。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 19 号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

閉会宣言 午後 2 時 30 分

令和 4 年 4 月 26 日

上越市教育委員会

教育長 早川 義裕

会議録署名委員 小林 晃彦